

## 「令和2年度 第1回高知県教科用図書選定審議会」

開催日時：令和2年5月1日（金） 13：30～14：45

開催場所：高知県教育センター 3階 大研修室

出席者：

（委員）

森有希会長、八木千晶副会長、国見佳延委員、仙頭奈津実委員、竹村早苗委員、松田真一委員、片岡浩和委員、時久恵子委員、山中昌範委員、竹内信人委員、竹本雅浩委員、久寿久美子委員、徳弘純一委員、大黒由美委員、鍵山絹江委員、竹中利文委員

※欠席委員：兼松尚子委員、藤田剛志委員、弘瀬健一郎委員、百田佐多生委員

（事務局）

小中学校課：武田課長、益永課長補佐、井上チーフ、中上指導主事、中屋指導主事

特別支援教育課：平石課長、濱口チーフ、谷澤指導主事、吉井指導主事

---

### 1. 開会

会議冒頭に事務局より会議を非公開とする提案があり、承認された。

（非公開とする理由…審議会等の会議の公開に関する指針、3 公開基準（2））

### 2. 高知県教育委員会 挨拶

### 3. 委員紹介

### 4. 教科用図書選定審議会の所掌事務についての説明

教科用図書選定審議会の所掌事務について、事務局からその根拠となる法令の説明を行った。根拠として挙げた法令は以下のとおり。

- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第10条及び第11条
- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 第7条及び第8条
- ・高知県教科用図書選定審議会の委員の定数等に関する条例 第1条
- ・高知県教科用図書選定審議会規則 第2条及び第4条

### 5. 会長・副会長互選

高知県教科用図書選定審議会規則第5条に基づき、本審議会の会長として、高知大学教育学部門准教授 森有希委員、副会長として、高知県立盲学校長 八木千晶委員を選出し、承認された。

## 6. 会長・副会長挨拶

## 7. 令和3年度以降に使用する中学校教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書採択事務についての説明

事務局（小中学校課）より、令和3年度以降に使用する中学校教科用図書の採択事務について、以下のとおり説明を行った。

- ・義務教育諸学校用教科書の採択の仕組みについて

県教育委員会は選定資料を作成し、それを市町村教育委員会に配付し、適切な助言または援助を行うこと。また、指導・助言・援助を行おうとするときには、あらかじめ、選定審議会の意見を聞かなければならないということになっている。さらに、高知県教育委員会事務委任規則においては、採択に関する基本方針の決定を行うことになっている。

- ・教科書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書採択の周期について

- ・今回、検定に合格した教科書について（計106点）

- ・選定資料（市町村教育委員会に指導・助言・援助の役割として送付する資料）について

発行者ごとに比較検討しやすく、分かりやすい内容にすることが必要である。

令和元年度選定資料では、客観性を高めるために補助資料を付していた。

令和元年度選定資料と同様、今回も客観的データを盛り込みたいと考えている。

- ・専門調査について

本日、御審議いただく基本方針及び選定資料のための調査項目を基に、十分な人数や時間をかけて調査研究を行い、適切かつ公正な採択の確保を徹底できるよう採択事務を行う。また、調査研究を行った結果については、次回（6月4日）の選定審議会で委員の皆様へ審議をいただくことになっている。審議後、最終的に答申を頂き、その後、承認いただいた選定資料を各市町村教育委員会等に送付する。

事務局（特別支援教育課）より、学校教育法附則第9条の規定による一般図書の採択事務について、以下のとおり説明を行った。

- ・学校教育法附則第9条について

学校においては、学校教育法第34条、第49条、第62条、第82条により、文部科学省の検定済教科用図書、又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書の使用が義務付けられている。その例外として、高等学校、特別支援学校、及び小・中・義務教育学校の特別支援学級においては、検定教科書又は著作の教科書が発行されていない特別の場合、又は、これらの教科用図書を使用することが適当でない場合において、検定教科書及び著作教科書以外の図書を使用することができることが、学校教育法附則第9条に規定されている。

- ・学校教育法施行規則第131条について

特別支援学校では、学校教育法施行規則第131条第2項で、特別な教育課程による場合において、検定教科書又は著作教科書を使用することが適当でない場合には、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な図書を使用することができることと定められている。また、小・中・義務教育学校の特別支援学級についても、同規則第139条において、同様の規定がなされている。

- ・ 現在、県立特別支援学校及び小・中・義務教育学校の特別支援学級においては、児童生徒の障害の状態や程度も多様であり、特別な教育課程を編成している場合には、当該学年以下の検定教科書を使用したり、更にそれらの教科書が適切でない、主に知的障害のある児童生徒については、絵本など市販されている一般図書を使用したりすることができるため、県教育委員会では、本審議会の意見を聞き、十分な調査研究を行い、適切な教科用図書を採択する必要がある。

- ・ 一般図書については、毎年、採択替えができることとなっている。これに関する関係法規は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に示されている。

- ・ 現在、県立特別支援学校の小・中学部で選択することのできる学校教育法附則第9条の規定による一般図書は551冊である。これらについては、既にこれまでに調査研究を行い、これまでの選定審議会で審議を頂いた図書であるため、令和3年度用の教科用図書として積み上げをしていく予定である。

- ・ 毎年度、文部科学省が、前年度に全国で比較的多く採択された図書を「一般図書一覧」として示している。令和2年度に新たに加わったものの中で、既に調査を終えている1冊を除く9冊について調査を行い、本審議会において御意見を頂きたい。

8. 令和3年度以降に使用する中学校教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書選定資料作成に関する諮問

事務局より、諮問文を読み上げ、会長に手渡した。

9. 審議

事務局より、採択基準及び選定に必要な資料の作成について、提案を行った。

(事務局：小中学校課)

- ・ 令和3年度以降に中学校において使用する教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書選定資料作成基本方針についての説明。(以下、1及び2は基本方針の内容。)

1 基本条件。選定される教科用図書は、教育基本法に定める教育の目的、目標並びに学校教育法に定める学校の目的及び教育の目標に基づき、我が国の現状と伝統について正しい理解に導くとともに、政治や宗教に対し公正であり、自主性を培い、人間性豊かな児童生徒の育成に役立つ内容であること。

2 必要条件。(1) 学習指導要領の総則に示された教育課程編成の一般方針や各教科の目標・内容等を適切に反映するように、十分な配慮がなされていること。(2) 内容や表現等に偏りがなく、全体として調和がとれ、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、思考力・判断力・表現力等を育成するための質・量両面の充実がなされていること。

(3) 児童生徒が意欲的に学習に取り組むための配慮・工夫がなされていること。(4) 内容、表現、分量、配列などが、児童生徒の心身の発達段階に適応していること。

- ・ 選定資料(中学校 教科)のための調査項目についての説明。

学習指導要領(平成29年告示)に基づき、調査項目を新たに作成している。

1は、学習指導要領における教科・学年の目標等を示している。

2は、調査の対象となる教科書冊数と発行者を示している。

3は、選定資料のための調査項目である。(1)は、編集の方針となっており、発行者が教科用図書を編集する際の編集の方針や編集の観点に見られる特徴や留意点を示す。(2)は、内容である。「ア 主体的に学習に取り組むための工夫」「イ 言語活動の充実を図るための工夫」「ウ 情報活用能力の育成を図るための工夫」「エ 教科等横断的な学習のための工夫」の4項目で調査をしたいと考えている。

次に、教科書発行者ごとに、調査項目に基づいて調査した内容について、文章でまとめることを考えている。

続いて、補助資料(総括表)について。これは、過去に作成した選定資料と同様、客観性を高めるための数値データ等を含んだ内容を盛り込むことを考えている。この補助資料では、

各教科の特徴が取り上げられているページがどれだけあるのかといったことを調査していきたいと考えている。

(事務局：特別支援教育課)

・学校教育法附則第9条の規定による義務教育諸学校における一般図書選定資料のための調査項目についての説明。

- 1 学習指導要領に示された各教科の目標・内容に合っていること。
- 2 児童生徒一人一人の教育課程に適合した教材としての特徴が明確であること。

また、調査対象が絵本等の一般図書であり、その種類も多岐にわたることから、3として、(1)から(4)の留意点を挙げている。

- (1) 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- (2) 可能な限り系統的に編集されるとともに、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材、若しくは一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切でないこと。
- (3) 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、図書間の系統性にも配慮すること。
- (4) 価格については、教科書無償給与予算との関連から、高額なものに偏らないこと。

・選定資料作成についての説明。

調査項目に基づき調査をした内容を、「1 内容構成について 2 表現・印刷について 3 総合所見」、この3点にまとめて表記する。

(会長)

審議を行う。

基本方針及び調査項目並びに補助資料についての御意見を願います。

→委員より、特段の意見なし。

(事務局：小中学校課)

委員の皆様へ、ご意見を伺いたい。

「補助資料」について、昨年度の第2回審議会において、数値をパーセントで表記をしたほうが分かりやすいのではないかというご意見をいただいた。

本年度の選定資料（案）について当課で協議を行い、ページ数で表している項目、教材数や

資料数で表している項目があり、全てをパーセントで表すのは難しいという課題が出された。しかし、ページ数の項目に限っては、パーセントで表すことは可能である。

本資料を市町村教育委員会等に対して示すにあたり、どのような表記が見やすく、活用していただけるのか。本件については、実際に使っていただく教育委員会の方がいらっしゃる本審議会においてご意見を伺うのがよいのではないかと、という結論に至った次第である。

(会長)

事務局から説明があった「補助資料」に関して、パーセントで表すということについて、いかがであろうか。

確かに、パーセントで表せるところと表せないところがあるのは理解する。これまでに活用したところでのご意見やご感想などをいただきたい。

パーセントで表す場合は、単純に総ページから割り算をしてということになるのか。

(事務局：小中学校課)

その通りである。しかし、表内に示したパーセンテージを全て足しても 100%にならない可能性がある。例えば、国語で「読むこと」の項目は、内容によっては「書くこと」に関するページもカウントする場合もある。そのような場合、ページを重複してカウントするため、全て足し算をして 100 パーセントになるかということ、そうではない場合もある。

(委員)

補助資料の「1 学習内容」のページ数は、重なる部分が随分あるので、数えにくいと思う。パーセント表記は、必要ないのではないかと。この資料の数字は、だいたいの目安にするという程度の押さえで良いのではないかと。

(会長)

今のご意見を伺うと、事務局提案の形のままで、総ページから考えて、それぞれの項目が大体これぐらいの割合であるとつかんでいくということで、事務局提案の形で進めるということによろしいか。

しかしながら、資料の分かりやすさは、なお大事なことである。パーセント表記にはこだわらずとも、書き方、書きぶり、全てにおいて分かりやすさは大切である。また、比較のしやすさということも留意し、調査研究いただきたい。

(会長)

基本方針と調査項目、補助資料の項目、補助資料の様式については、事務局提案内容でよろしいか。

(委員全員)

承認。

1 0. 教科用図書専門調査員の設置及び専門調査員の推薦

教科用図書専門調査員の推薦について、事務局案が提出され、承認された。

1 1. 会長挨拶

1 2. 高知県教育委員会挨拶

1 3. 閉会